

Ⅷ 国家試験

本学科の所定の課程を履修し、卒業した者及び卒業見込者に対し、厚生労働省が実施する次の国家試験受験資格が与えられます。

専攻	指定規則	受験資格
看護学	保健師助産師看護師法第21条	看護師
放射線技術科学	診療放射線技師法第20条	診療放射線技師
検査技術科学	臨床検査技師等に関する法律第15条	臨床検査技師

1. 看護職種

(1) 看護師とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいいます（保健師助産師看護師法第五条）

(2) 試験科目

資格	試験科目
看護師	人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護論、看護の統合と実践

2. 診療放射線技師

(1) 診療放射線技師とは厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に放射線を人体に照射することを業とする者をいいます。（診療放射線技師法第2条）

本資格をもたずに人体に放射線を照射することはできません。（業務独占）

(2) 科目の取得

診療放射線技師学校養成所指定規則により基礎分野14単位、専門基礎分野31単位、専門分野50単位の計95単位の修得が必要です。

基礎分野としては科学的思考の基礎、人間と生活14単位の修得が要求されています。基礎分野は共通教育系科目の基礎・現代教養教育科目、国際教養教育科目、基礎セミナー、先端・国際教養教育科目等の取得状況により認定します。専門基礎分野は、専門基礎教育科目と専門教育科目の一部の取得でそれぞれ十分充当しています。

専門分野は合計50単位の修得が要求されていますが、放射線技術科学専攻の所定の専門教育科目を修得することで充当されます。

(3) 試験科目

資 格	試 験 科 目
診療放射線技師	基礎医学大要、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、放射線物理学、放射化学、医用工学、診療画像機器学、エックス線撮影技術学、診療画像検査学、画像工学、医用画像情報学、放射線計測学、核医学検査技術学、放射線治療技術学及び放射線安全管理学及び医療安全管理学

3. 臨床検査技師

(1) 臨床検査技師とは微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び政令で定める生理学検査を行う者で、厚生労働大臣の免許を受けたものです。

臨床検査技師の免許は、臨床検査技師国家試験に合格し、臨床検査技師等に関する書類を、住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出して受けます。

(2) 受験資格

学校教育法に基づく大学において検査に必要な知識及び技能を修めて卒業した者など。

(3) 試験科目

資 格	試 験 科 目
臨床検査技師	医用工学概論（情報科学概論及び検査機器総論を含む。）、公衆衛生学（関係法規を含む。）、臨床検査医学総論（臨床医学総論及び医学概論を含む。）、臨床検査総論（検査管理総論及び医動物学を含む。）、病理組織細胞学、臨床生理学、臨床化学（放射性同位元素検査技術学を含む。）、臨床血液学、臨床微生物学、臨床免疫学及び医療安全管理学

4. 試験に関する通知

試験期日等は例年8月（看護師）と9月（診療放射線技師・臨床検査技師）に官報で公告されます。